

令和5年度警察庁調達改善計画 年度末自己評価結果の概要
(対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和6年7月1日

取組目標			難易度	進捗度	取組結果等	地方実施
1. 重点的な取組						
(1) 一者応札及び随意契約の改善						
○ 一者応札の改善	A	一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるよう改善を図る。	A	(本庁) ・取組の結果、7件で一者応札が改善した。(令和4年度年度末8件) ・入札辞退者に対するアンケート結果から、次回契約の一者応札改善方策について検討を行った。 ・入札説明会を実施し、新規業者の参入を促進した。	○	
			A	(地方) ・取組の結果、38件で一者応札が改善した。(令和4年度年度末50件) ・一者応札となった原因を分析し、見直しを実施した結果、新規参入業者が増加した。 ・仕様等の見直しにより応札者数が増え、複数者の応札があった契約についても競争性が向上した。		
○ 公募の活用	A	一般競争契約において一者応札となった案件などについて、実質的な競争性を確保するための取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。	A	(本庁) ・令和5年度中、公募により113件の契約を締結した。(令和4年度年度末86件) ・取組の結果、40件で契約金額が初回提示額より削減された。(令和4年度年度末19件)		
○ 警察装備品にかかる一者応札及び随意契約の改善	A	警察装備品について、過去に同内容の契約において一者応札となった案件や当該物品を提供できる者が一者であると想定される場合について、実質的な競争性を確保するための取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。	A	(本庁) ・可能な限り競争契約となるよう取り組むとともに、随意契約に移行する場合も公募を活用し、競争性及び経済性を確保した。		
○ 少額随意契約の改善	A	少額随意契約案件においてオープンカウンター方式を積極的に採用することにより、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	A	(本庁) ・実施件数 217件 (令和4年度年度末216件)	○	
			A	(地方) ・実施官署・件数 111官署・1,998件 (令和4年度年度末 111官署・1,887件)		
2. 共通的な取組						
(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実						
○ 一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化	A	要求原課と契約部門の間で緊密に連携をとり、事前・事後審査を実施する。	A	(本庁) ・令和5年度は、事後審査を137件について実施した。(令和4年度年度末149件) ・一者応札案件一覧表については、令和4年度分をとりまとめ、公表。	○	
		同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件について、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。 一者応札となった案件について、入札辞退者に対し、可能な限りアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。 一者応札となった個別の案件及びその要因について、一覧表を作成し、公表する。	A	(地方) ・次の取組の結果、複数案件において一者応札が改善された。 事前審査 15官署 28件 (令和4年度年度末 17官署 29件) 事後審査 58官署 155件 (令和4年度年度末 69官署 164件) ・一者応札案件一覧表については、49官署において公表。(21官署において今後公表予定) (令和4年度年度末 46官署において公表、19官署において公表予定)		
○ 外部有識者の活用	A	調達改善計画の策定、自己評価実施の際に警察庁会計業務検討会議の委員に意見を求める。 また、会計業務検討会議において個別の契約案件について、その契約方式等に関し意見を求める。	A	(本庁) ・外部有識者や警察庁会計業務検討会議の委員の意見を積極的に取入れ活用できるよう情報共有を徹底した。		
○ 情報共有	A	調達改善計画の自己評価結果や外部有識者からの意見等を地方支分部局に発出し、有効な取組の情報共有を図る。	A	(本庁) ・コロナ情勢等を踏まえた、調達事務のデジタル化を推進 ・政府共通インフォメーション掲示板における調達改善に係るノウハウの共有について情報発信		
(2) 調達事務のデジタル化の推進						
○ 調達事務のデジタル化	A	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、電子調達システムによる電子入札、電子契約について、更なる利用の促進を図る。 また、地方支分部局への電子調達システムの導入について検討を行い、利用拡大を図る。 見積書や請書等の書類について、電子メールによる提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。 案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。	A	(本庁) ・地方支分部局への電子調達システム利用拡大に向け、関係所属と検討会を行い、また地方支分部局へ導入に向け、インフラ状況の調査を実施した。 ・令和5年度において、電子入札を可能とした一般競争入札308件のうち電子入札は、182件(59%)、電子契約は37件であった。(令和4年度年度末 電子入札を可能とした一般競争入札299件のうち電子入札は、145件(48%)、電子契約は6件) ・電子調達システムの拡充の検討を行い、利用拡大の準備を推進した。	○	
		見積書や請書等の書類について、電子メール等による提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。 案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。	A	(地方) ・全119官署のうち、全官署において見積書等の押印省略を実施した。(令和4年度年度末 118官署) ・全119官署のうち、111官署において電子メール等により見積書等を徴取した。(令和4年度年度末 108官署)		
3. その他の取組						
○ 共同調達等の有効活用	-	調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の見直しを検討する。	-	(本庁) ・令和4年度に引き続き、総務省、国土交通省等と共同調達を実施した。 (紙類、クリーニング、速記、宅配便、OA消耗品、清掃用消耗品及び非常食等) ・令和4年度に引き続き、総務省、国土交通省、警察大学校等と共同調達を実施した。 (車両用燃料 ※警察大学校は令和5年度から新規) ・令和4年度に引き続き、警察大学校、皇宮警察本部及び関東管区警察局等と一括調達を実施した。 (複写機用紙・事務用消耗品 ※関東管区警察局は令和5年度から新規(事務用消耗品)) ・令和4年度に引き続き、東京都警察情報通信部と一括調達を実施した。 (官用車両点検整備作業)	○	
			-	(地方) ・2官署において新たに3項目の共同調達を実施した。		
○ クレジットカードの利用	-	少額随意契約案件におけるインターネット取引による物品調達や光熱水費等の支払いについて、クレジットカード決済の利用拡大を図る。	-	(本庁) ・書籍の購入に活用した。	○	
			-	(地方) ・9官署において光熱水費等の支払に活用した。(令和4年度年度末 8官署)		
○ 政府調達セミナーの開催	-	外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府調達セミナーを開催し、新規業者の参入促進を図る。	-	(本庁) ・令和5年度において調達が見込まれる案件について、政府調達に関心のある内外の供給者等に情報提供を行い、新規事業者の参入促進を図った。		
○ 特定調達契約審査委員会の審査	-	随意契約の適正な運用を図るため、契約方法、契約条件等の適否を「特定調達契約審査委員会」において審査する。	-	(本庁) ・令和5年度において、本庁分91案件(約208.4億円)、地方分32件(約85.8億円)について特定調達契約審査委員会を実施し、契約方法、契約条件等に基づき随意契約の適否について審査を行った。 (令和4年度年度末において、本庁分92案件(約289億円)、地方分25案件(約1,748億円))		
○ 人材育成	-	警察庁等が実施する会計監査及び会計経理指導等の内部監査において、適切な会計経理や調達改善の取組状況を点検し、適切な指導教養を行う。 警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。 警察庁等が実施する研修はもとより、他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。 対面だけでなくオンライン等も活用した指導教養を行う。	-	(本庁) ・警察庁が実施する会計監査及び会計経理指導等において、調達事務に従事する担当者の事務処理の向上のための指導教養・情報発信を行った。	○	
			-	(地方) ・警察本部及び警察署の会計職員を対象としたオンライン会計実務教養を実施し、会計業務スキル向上や調達改善の意識向上を図った。		

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

- ・A+ : 効果的な取組
- ・A : 発展的な取組
- ・B : 標準的な取組

【進捗度】

以下の指標に基づき進捗度を記載。

- ・A : [定量的な目標] 目標進捗率90%以上
[定性的な目標] 計画に記載した内容を概ね実施した取組
- ・B : [定量的な目標] 目標進捗率50%以上
[定性的な目標] 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
- ・C : [定量的な目標] 目標進捗率50%未満
[定性的な目標] 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組